

日本スポーツ社会学会 学会賞（論文部門） 選考内規

（目的）

第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における正会員及び学生会員（会則による）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「日本スポーツ社会学会学会賞（論文部門）」（以下「学会賞（論文部門）」という）を設ける。

（対象）

第2条 論文部門は、その表彰を隔年とし、学会大会年度の9月30日から遡り過去2か年の間に、正会員及び学生会員により学会誌『スポーツ社会学研究』『社会学評論』『年報 体育社会学』『年報 社会学論集』『ソシオロジ』及び他の媒体（別紙参照）に発表された原著論文（筆頭著者；査読有り）を対象とする。ただし一度でも過去に審査対象となったものは、候補から除くこととする。

2 会員の資格の有無は、事務局が有する会員情報をもって判定する。

3 会員の資格は、論文掲載時点のものとし、選考・表彰時に至るまで会費の納入がなされている者とする。

（学会賞（論文部門）選考委員会）

第3条 学会賞（論文部門）選考委員会（以下「選考委員会」という）の構成、委員選考の方法は別に定める。

（審査・選考方法）

第4条 選考委員会は、審査・選考対象論文について、正会員からの推薦（自薦・他薦を問わない）を受け付けることができる。

2 推薦者である正会員は、所属機関の異なる2名以上の連名により、推薦対象論文1本を推薦することができる。

3 推薦にあたっては、推薦書に次の項目内容を記入し、推薦論文の1部を添えて選考委員会に提出することとする。

(1) 推薦する賞の呼称

(2) 推薦書の提出期日

(3) 推薦者の名前（2名以上連記。自筆署名、捺印不要）

(4) 推薦の代表者の連絡先（所属先及びメールアドレス）

(5) 推薦しようとする論文の執筆者名、及び所属機関

(6) 論文のタイトル、及びその書誌情報

(7) 推薦理由（400～600字程度）

(8) 論文のコピーをメールに添付して提出、またはJ-STAGE等のURLを提示

4 選考委員会は、推薦に関する文書を精査し承認したものを、審査対象論文とすることがで

きる。

- 5 審査・選考は、予備審査と本審査とに分けて進めることとする。予備審査としては、審査論文一本に対して約3名の選考委員が読み、A（評価できる）／B（普通）／C（選考が困難）をつける。（予備審査においては、論文あたりの審査者の人数は委員会内で調整できるものとするが、各論文を同人数が読むこととする）。A／B／Cの割合により、評価の高いもの5本前後までを、本審査に残すこととする。本審査に残った審査対象論文は、選考委員全員が読み、互いに評価コメントを開陳し、委員会としての総合的見解をまとめるものとする。その結果として、受賞は若干数とし、該当なしとすることもできる。
- 6 以下の項目にあてはまる論文が含まれる場合については、当該委員はその論文について評価できない。また、本審査の選考委員から外れることとする（その場合は、委員会の判断で選考委員の追加をすることができる）。
 - (1) 選考委員自らが共著者となっている論文。
 - (2) 選考委員が所属している組織の構成員の論文（但し、同じ大学等に所属していても研究室等が異なり、指導関係等のない場合は除く）、あるいはその組織から何らかの利益（賞、研究費等）を得ている者の論文。
- 7 その他、この内規を適用しても選考ができない事態が生じた場合、選考委員会の合議（メール審議を含む）により決定する。

（審査の視点）

第5条 審査の視点は、以下の項目とする。すべてを満たしている必要はないが、多くの要素が含まれることが望ましい。

- (1) スポーツ社会学の研究として、学問的に質が高いこと。
- (2) 研究成果あるいは結論に、学問的発見があること。
- (3) 多くの会員に読まれるべき、開かれた成果があること。
- (4) 社会に対する問題提起ないし提案を含む研究であること。

（審査・選考結果の確定）

第6条 学会賞（論文部門）選考委員会において審議し、理事会の議を経て総会に報告する。

（授与）

第7条 会長は、受賞者に対して賞状及び副賞を授与する。

（改廃）

第8条 本内規の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

附則 本内規は2022年3月26日より施行する。